

山村振興対策【概要】

1. 経緯・定義

○山村振興法・昭和40年に議員提案により、10年間の時限立法として制定。
・平成27年3月に5度目の期限延長を実施。（平成37年3月31日まで）

○山村 【対象地区】昭和25年2月1日現在の市町村の区域
【指定要件】① 林野率0.75以上
② 1町歩あたりの人口密度が1.16人未満
③ 施設整備が遅れていること

○振興山村
主務大臣が、山村の中から県知事の申請に基づき指定したもの

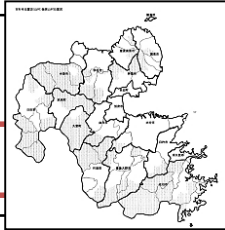
2. 目的

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っている山村の産業基盤及び生活環境の整備等の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標を明らかにする。山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的発展を促進し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与すること。（山村振興法第1条）

3. 県内の現状

○県内の振興山村
61地区が「振興山村」指定。
合併により振興山村を含む市町村は 14市町

大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町、玖珠町



4. 山村のメリット

- 基幹的市町村道等の整備、代行整備（法第11、14条）
- 国の予算措置（法第10、11条）（山村活性化支援交付金【H27年度新設】）
- 不均一課税の減収補填措置、割増償却が利用可能（法第14条）
- 振興山村を対象にした特別事業、補助率の嵩上げ、融資制度

5. 山村振興基本方針・山村振興計画

○山村振興基本方針【策定主体：県】
主務大臣の協議・同意を得て平成17年度に策定。

○山村振興計画【策定主体：市町】
基本方針に基づき、振興山村を管轄する市町が県の協議・同意を得て作成
※S40～H16まで、県が振興計画を策定。農林業等の基盤整備を実施

【計画策定済】大分市、中津市、佐伯市、由布市、九重町、杵築市

※今後、日田市が作成予定

5. 山村振興法の一部を改正する法律

【主な改正内容】

- 平成27年3月の改正により、法期限の10年間延長（H37年3月31日まで）
- 目的規定改定「基本理念」設置・「自立的発展」「定住促進」等追加（第1条）
- 基本理念の追加（第2条）

▷ 森林等の保全 ▷ 魅力ある地域社会の形成▷ 地域間交流の促進等による定住の促進

- 山村振興基本方針の項目追加（第3条、第7条の2、第8条）

- ① 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項
- ② 高齢者福祉施策に関する基本的事項

- 国及び地方公共団体の配慮規定の追加（第19条の2他）

- ① 介護給付等対象サービス等の確保
- ② 教育環境の整備
- ③ 再生可能エネルギーの利用の促進

- 国の予算上、税制上の支援拡充（第10条第2項）

▷ 予算上：山村活性化支援交付金（定額1千万）▷ 税制上：不均一課税の税収補填措置・割増償却

- 産業振興促進事項を含む山村振興計画（第9条の2～11）の規定
税制上の措置等の支援措置あり

6. 山村振興基本方針書の改定

平成27年3月の法改正内容及び大分県長期総合計画を反映させて県基本方針書を改定する。

【山村振興基本方針書（案）の内容】

- I 地域の概況
- II 現状と課題
- III 振興の基本方針及び振興施策 **【基本理念等反映】**

- (1) 交通施策に関する基本的事項
- (2) 情報基盤施策に関する基本的事項
- (3) 産業基盤施策に関する基本的事項
- (4) 経営近代化施策に関する基本的事項
- (5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項 **【追加①】 【配慮③】**
- (6) 文教施策に関する基本的事項 **【配慮②】**
- (7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項
- (8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項 **【追加②】 【配慮①】**
- (9) 集落整備施策に関する基本的事項
- (10) 国土保全施策に関する基本的事項
- (11) 交流施策に関する基本的事項
- (12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項
- (13) 担い手施策に関する基本的事項
- (14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項
- (15) その他施策（観光）

- IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

7. スケジュール（平成27年度）

- ・11/25～1/4
庁内意見照会（法改正、長期総合計画を反映させた内容）
- ・1/21～1/27
14市町へ意見照会、意見集約
- ・1/28～2/26
パブリックコメント
- ・2月下旬
パブコメ等意見集約、取りまとめ
- ・3月議会
諸般の報告
- ・3月
国へ提出